

『武道一覽』の虚と実 II

——『甲陽軍鑑』を典拠とする四話を除いて——

三 浦 邦 夫

(平成元年十月三十一日受理)

『武道一覽』(貞享四年五月刊)は諸国の敵討話十五話を収める。このうちの四話については、既に拙稿において(注1)、作者が『甲陽軍鑑』に載る敵討事件を典拠としたこと、作者がこの四話を書くにあたって典拠をどのよう扱ったか、どこが典拠をもつ叙述Ⅱ実の叙述か、どこが作者の作つた叙述Ⅰ虚の叙述かを、典拠と対照させて明らかにするとともに、こうして明らかにできた叙述の虚実に基づいて、話全体の中で実の叙述がどのように機能しているのかを考察して、典拠を持つ出来事の叙述は作者の作つた出来事を讀者に事実として意識させるように働きかけてくること、そして、こうした実の叙述の機能は、実は、読者が『武道一覽』に収められている他の敵討話を読み進む時に、読者のこの敵討に対する意識を方向付けているのではないかの見取り図を提示しておいた。

そこで今、この四話を除く十一話について、その叙述の虚実を明らかにしつつ、作者が実の叙述にどのような機能を意図していたのかを考察しようと思う。本稿では先ずはその叙述の虚実を明らかにしたい。

(一)

『甲陽軍鑑』を典拠とした四話を除いた十一話に作者が使つた主な典拠は『信長記』・『太閤記』・『將軍家譜』の史書、そして、『選集抄』・『三人法師』・『宝物集』・『謡曲』望月』、さらには『開元天宝遺事』であることを指摘することができる。これらの典拠がそれぞれの巻の話に使われているのかを先ず次に掲げると、

卷一の二「武藝揃」↓「信長記」。

卷一の二「二人法師」↓「選集抄」、『三人法師』。

卷二の一「和国風流陣」↓「甲陽軍鑑」、『開元天宝遺事』。

卷二の二「計略の乗物」↓「將軍家譜」、『信長記』。

卷五の一「汐汲しは侍の娘」↓「信長記」、『將軍家譜』、『望月』。

卷六の二「新軽の大臣」↓「將軍家譜」、『太閤記』、『宝物集』。

卷七の一「茶の湯の騒動」↓「將軍家譜」、『太閤記』。

卷七の二「袴の腰ぬけ沙汰」↓「將軍家譜」。

卷八の一「葛籠は恋の片荷」↓「太閤記」。

卷八の二「艶書の網引」↓「將軍家譜」、『太閤記』。

右のうち、『甲陽軍鑑』の記述を使っているのは卷二の一の話であるが、それは「朝暮姪樂に耽^{ちゆうぼく}て。今は勇の衰行有さま。をのづから油断を敵とし。

無為を城とする古語をしたひて」が「云、無為為城、油断為敵」を、また、

「民をつかふは。四支のごとしといへるも善悪同ずる時は功臣倦の道理」が

「三略云、使民如四支」と「三略云、善悪同則、功臣倦」を品第二「信玄公

舍弟典廩、子息正異見^{まさ}之事」から引用したに過ぎない。さらに付言すれば、

「開元天宝遺事」を典拠としているのは、この話の冒頭で、今川義元の「遊

宴節をわかず」朝暮姪樂に耽^{ちゆうぼく}る有様を「開元天宝遺事」の「肉陣」と

「風流陣」の記述を基に描いた部分である。したがって、他は『信長記』・

『太閤記』・『將軍家譜』が主要な典拠であることが分かる。

ここで一言「將軍家譜」について触れておくならば、この書は、寛永十八

年、『寛永諸家系図傳』と併行して、『本朝神代帝王系図』と共に、『鎌倉將軍家譜』・『京都將軍家譜』・『織田信長譜』・『豊臣秀吉譜』の撰修を命ぜられた林羅山が、『寛永諸家系図傳』編修の多忙のために、『豊臣秀吉譜』三巻は守勝が、その他は春齋が代作し、『鎌倉將軍家譜』を寛永十八年八月十八日に、『京都將軍家譜』を同年十月六日に、『織田信長譜』を同年十二月七日に、『豊臣秀吉譜』を寛永十九年仲春下旬に進覧したもので(注2)、明暦四年には各譜が独立して刊行されており、また、これと並行して四譜を『將軍家譜』と題して七卷七冊で、やはり明暦四年初秋に荒川四郎左衛門から刊行されている。

『武道一覽』の作者が典拠としたのは、『織田信長譜』と『豊臣秀吉譜』の二つの譜である(以後、『信長譜』・『秀吉譜』と略記する)。そこで、作者がこの二つの譜と『信長記』、『太閤記』を典拠にした話の叙述のどこにこれらからの記述を使っているのかを、先ず明らかにしておきたい。

卷の一「武藝揃 清州に有し事」

「武藝揃」の本文

昔日鳥羽院。皇后美福門院に溺れさせ給ふより王法かたふきし。其時の武將平の清盛源の為義を討てあつく恩賞有しに。また平治年中に信賴義朝世を乱けるをも清盛うけ給はつて退治す。此年度の忠功によつて経あがるほどに太政大臣にまで成すまし。夫より奢出しに氣に入たるものには。非例の官をす、めて我ま、をふるまひ。殿下をかすめ法皇ををしこめ奉り。傍若無人の有さまを。ひそかに源の頼朝に彼暴悪を討べしと宣下せられし時。源の義仲北国より責上り平家を追出し。既に帝都に入かはりしが。猶悪逆平氏にいやましなる故。又頼朝軍兵をつかはし木曾を討。平家を亡せし薫功有し時。武家よりはしめて諸國に守護を置。庄園に地頭を立てるといへり。

「信長記」の本文

吾朝の王法傾きし事は、鳥羽院の皇后美福門院に溺れ玉ふて、謂れなき讓位ありしによつてなり。此の時の武將平清盛源義朝、軍功によつて勳賞にあづかる。相繼いで平治年中に、信賴義朝世を乱りしに、清盛又承つて退治す。兩度の忠功によつて歴あがる程に、太政大臣を極めき。其の人にあらざれば、微官といふとも汚すべからず。況んや則厥の官をや。既に政綱乱れたり。大乱之より甚だしきはなし。案の如く奢り超過し、殿下を掠略し、法皇を押こ

め奉り大臣以下解官し、皆己が執し申す人々には不次非例の官を与へ任を進め、傍若無人なりしかば、源頼朝に、彼の暴悪を討つべしと宣下せらる。其の時節源義仲北国より攻上り、平家を追出し、己に帝都に入かはりしが、猶悪逆、平氏に弥増さりしかば、頼朝義兵を挙げ、木曾を討ち平家を亡ぼし大功ありし時武家より始めて諸國に守護を置き、庄園に地頭を立てつ。

作者は、清州城下の大道に、一夜、美麗に飾り立てた花見車が忽然と出現し、町の童、里の童と次々に引き廻されて、花の頃に京童が洛中を引き巡り、いつの間にか難波の堀江の芦中に引き込まれ潮に呑み込まれて没した不思議を描出した後に、鳥羽院の代の王法の衰微から信長による天下統一の時までの政変を叙述するのだが、この叙述は『信長記』巻第一之上「興亡」の章から、僅かに数箇所の短い句を除いて、ほぼその語句そのままに約二丁に亘つての引用であり、『信長記』からの引用としてはこの作品中で最も長い。ここにはその証左として引用された部分と引用した部分のそれぞれの冒頭と終りの部分を対照して掲げた。次がその終りの部分である。

「武藝揃」の本文

人王百七代の御門正親町の御宇。武將光源院義輝公の時にいたつて。又々天下大きに乱て五畿七道ごとく諍ひ。勅命をも恐れず武命をも用ひず。一國を取ては隣國を一つに押領せんと擬し。近里遠境とた、かひ挑み。臣として君をはかり。君として臣をうか、ひ。あるひは兄弟わかれて家を諍ひ國を切取。父子の間もむつまじからず。運に乗し。利を得ては筋なき野人も大名となり、運おとろへ勢つきては公卿大臣もいやしきかたにくだり。盛衰日にかはり榮辱且てきたまらず。士農工商ともに安き心もせず薄き氷の上をはしりて流の未いか、と案じわつらひ。さても此兵乱いつかしづまり。いかなる時にか一統の世となる事を得ん。かくも打つ、きなば日本に人だねは絶果なんとおもふ所に。諸國に弓箭の音なく時津浪打をさまり泰平の世となりし事は。平相國清盛より廿一代の孫。織田信長卿といへる大将の武功によつてはらく穩なり。

「信長記」の本文

百有七代の御門正親町の院の御宇、武將光源院義輝公の時に至りて、序次曾て則なし。綱常治法も皆泯没して、壞乱爰に極り五畿七道悉く争ひ、四夷

八荒に至る迄、国として乱れざるはなく、所として争はざるはなし。勅命をも恐れず武命をも用ひず。責めて其の争も、隣国を併せん事を欲し、近里遠境と戦を挑まんには、よし如何がせん。臣としては君を計、君は臣を疑つて家國分離し、或は兄弟も讎敵となり、忽に父子の間も睦じからず。されば尊卑となく、不測の害に陥らん事のみ危ぶめり。運に乗じ利を得ては、庸夫も數國を併せ、運衰へ勢尽きては、公侯も士夫に下る。盛衰日に替り、榮辱曾て定まらず。されば其の間の殘害、幾千万ともいふ計りなし。いつ此の兵亂しづまる事を得、いかなる時にか、一統の世となりなん事も計り難く、日本は斯く兵戦のみ事としてこそ、人種も絶え果てなんと思ふ処に、程なく八荒に昇城を開き、諸島に風波の難もなく、泰平の世と成りし事は、前の右大臣信長公の武功に仍つてなり。

これに続く、若き日の信長の行状の叙述も、『信長記』卷第一之上「織田備後守殿病死の事」と「義元合戦の事」を典拠にして、

「武藝揃」の本文

①幼少より朝夕馬を賣。武功のたよりを思しめすにより。夏は河に浸りて水練をならひ。常に市川大介といふものをめして弓を稽古あり。橋本一巴を師匠として鉄砲をならはせられ。古平田三位不断めされて兵法。都て此類の事のみ昼夜はげみ給ひて更に他事なかりし。

②さる程に其後駿州今川義元が四万五千の軍兵をば。味方た、三千騎にて打亡し。

③ある時又近習の若侍共を集給。竹鎚といふ事を拵へた、き合せて御覽せられ。勝負の得失を考給ふに、とかく鎚の短きは負おほかるべしとて。それよりみづから差図あつて三間柄三間半柄にこしらへられて。今の世までも用ひきたれり。

「信長記」の本文

①惣じて幼少の時より、朝夕馬を賣められ或は市川大介と云ふ者を召寄せ、弓を習はせ給ひ、橋本一巴を師匠として鉄砲御稽古、平田三位不断召されて、兵法つかはせ給ふ。…(中略)…夏の間は河に浸り水練を習はせ玉ふ。只だ明けても暮れても武功の爲を思召して、他慮は更に無かりけり。

(織田備後守殿病死の事)

②義元は四万五千の著到と聞えたり、味方の勢は僅三千には過ぐべからず。
(義元合戦の事)

③近習の若き人々を集めては、竹鎚を拵へ、扣き合せ御覽せられ、得失を考へて、とかく鎚の短きは悪しかるべしとて、其より三間柄三間半柄になされけり。
(織田備後守殿病死の事)

右のようにそれとはつきり分かる引用である。

また、桶狭間合戦を叙述したその次に、「其勢ひ近國にふるひ天下をしるべきとの所存骨髄にあつて。平手清秀と密談あり。我もし本望をとげ。日本を掌にせば、此上車をのづから諸國に。めぐるべしとの試のため。ひそかに作らせて。夜のうちに町にはなし置きたると。後には露頭したり。」と、この話の冒頭に描出した花見車の不思議の謎解きの叙述を置いているのだが、その中で傍線を施した部分は、『信長譜』において、永祿三年五月の桶狭間合戦について記述したのに続いて、「(徳川家康が筆者補記) 通好子信長々々甚悦由是信長武威甚強」と記した後に、「信長謂吾少好馳馬試劍未願言行平手清秀屢々諫而死吾不忘於心既得尾州復望天下是清秀之忠也」とある割註に拠るものであつて、こうした記述は『信長記』・『信長公記』には見出しえない。清秀の諫死は信長の「実目に御座なき様躰」(『信長公記』)の振舞いばかりあつて「不務國政」(『信長譜』)によるのであつて、彼の諫死によつて信長は、「過を改め善に移り、軍功を励まし、世の無道を平げ、天下一統の仁政を施さん。」(『信長記』)と決意したのが史書の記述であるとするれば、清秀の生存中に信長が天下取りを「清秀と密談」し、その試みのための花見車という叙述は『信長譜』の割註「復望天下是清秀之忠也」に拠つての創作に他ならない。

(二)

卷二の二「計略の乗物 難波に有し事」での『信長記』、『信長譜』に拠つた叙述は次のとおりである。

「計略の乗物」の本文

①去年天正元年の旧臘より。諸大名残らず岐阜に相詰しかば信長も官衣の色を改め小松の広間に千代をかざり。初札の諸袖を翻して満座伺公の賀を唱

へ。既に御土器それぞれに給り。柴田勝家頂戴して扣へし時、菅谷一学をめて。秘蔵のさかなを持参せよと宣ひたるに。畏て黒漆の箱を台に居て出せり。いつもあやしみていかなる珍物にや有らんとおもふ所に。みつから蓋をあけ給ふをみれば箔にて濃たる首三つ。各々札を付し。朝倉左京大夫義景。浅井下野守。同子息備前守長政なり。満座の諸士是をみて扱も目出度御さかなと。間の押の酒盛となつて乱舞暮に及び颯々の声おさまりは。数年軍功の勞しきをなぐさめの為とて。太刀刀迄銘に給りて退出す。

②三月上洛して南都東大寺の蘭奢待切せ給はんとの奏聞あつて。同廿三日日野大納言飛鳥井大納言勅使として奉行は。佐久間右衛門尉菅屋九右衛門堀九郎左工門蜂屋兵庫頭武井夕庵。松井友閑法印也同廿七に奈良に着駕あり一寸八分を切て三分にわけ。其一分を残して余を諸大名外様以下までに下され。四月三日に京に帰らせ給ひ大坂天王寺に佐久間信盛を仰付られしより。

『信長記』の本文

①去る程に天正元年十二月下旬の比より、遠近となく大名小名、一人も残らず参り集まり、在岐阜せられしかば、正月元日に仕仕の粧ひを刷ひ、儀式嚴重なり。信長公も打ち祝ひ、酒出し玉ひて、已に三献に及びける時、珍しき肴あり、今一献あるべきとて、黒漆の箱出で来る。何ならんと怪しみ見る処に、柴田修理亮勝家が呑みける時、自ら蓋を開けさせ玉ふに箔にて濃たる頭三あり。各札を付けられたり。朝倉左京大夫義景、浅井下野守、子息備前守長政、彼等三人が首なりけり。満座の人々此を見て、此の御肴にては、下戸も上戸も押なべて只給へよと云ふ儘に、各歌ひ舞ひ酒宴暫しは止まざりけり。信長公宣ひけるは、何れも数年苦勞を致し、勲功重畳するに仍て、加様の肴を以て酒宴に及ぶ事、誠に大慶之に過ぎずとて、刀脇差ども数多取出され下し玉はりけり。

(卷第七 元日酒宴の事)

②三月十二日に信長御上洛あつて、相国寺の鹿園寺にぞおはします。同廿三日に南都東大寺の蘭奢待、御所望ありたき旨奏聞せられければ、則ち日野大納言、飛鳥井大納言、勅使として南都へぞ参られける。信長公同廿七日に奈良に御着あつて多門に御座ます。翌日に蘭奢待切らせらる。奉行には佐久間右衛門尉、菅谷九右衛門、堀九郎右衛門、蜂屋兵庫頭、武井夕庵、松井友閑法印以上六人なり。旧法に任せて一寸八分切らせられ、三分にして其の一分を召置かれ、残る所は大名小名、近習外様の侍に至るまで、配分して下し玉はりけり。かくて帰り上らせ玉ふに、四月三日に大坂より勢を出し…天

王寺在番の仕置等、佐久間に仰付られ御上洛あつて、五月廿八日に岐阜に御下向ありけり。

(卷第七 蘭奢待截らせらる、事)

なお、本文中で傍線を施した部分は両者の異同箇所であるが、この異同は『信長譜』の、「廿三日信長奏聞禁裏…菅屋九右衛門堀九郎左衛門…四月信長帰京大坂門跡出足輕遮路信長擊破之使佐久間信盛陣於天王寺以備大坂…」の傍線の箇所作者が扱つた結果生じたものである。

(三)

卷五の一「汐汲しは侍の娘、和歌浦に有し事」は、信長に謀反して信貴城で滅亡した松永弾正久秀の残党で今は野盜になり果てた者に九鬼右馬之助嘉隆の家来成川与七郎が斬殺され、与七郎の妻娘が敵討をする話であるが、冒頭に山崎長者と信貴山の縁起を叙述し、続いて、松永弾正久秀の謀反と滅亡、雑賀攻めでの九鬼嘉隆の働きを『信長譜』に扱つて作者は叙述する。

扱も天正四年九月松永弾正久秀。天王寺より此信貴の城に取籠りたるを。信忠計略をもつて既に落城に究る時。弾正殿守に入て悶絶十方をうしなふ信忠使者をもつて若降参あらばゆるすべしといへるに。弾正怒て。たとへ白骨に晒砕るとも降参すべき覚悟なしと。信長所望の平蜘蛛という秘蔵の釜を打破つて。自殿守に火をかけて焼死す。子息右衛門佐久通も同じく死せんといひしを。弾正城を落よと制して退所を擲取て終に誅せられ。…(中略)…大仏殿を焼払ひし悪人の弾正が家来共。…(中略)…しかるに九鬼右馬之助嘉隆は大船数十艘伊勢の海より漕廻し熊野浦にいたり雑賀の賊船をた、かひ破り。…(中略)…それより猶和泉堺の浦に舟をよせて海邊をしづめしかば。信長褒美給はり。

これが「汐汲し侍の娘」のその本文であるが、これが扱つた『信長譜』の本文は次のようにある。

松永弾正少弼久秀自天王寺附城去而入和州信貴城…(中略)…九月廿七日信忠受信長旨将数万騎発向和州…(中略)…信忠進兵攻信貴城久秀密與雜賀一揆并大坂門跡通以乞合力一夕久秀遣使者於雜賀大坂以約期其使者誤道入左

久間信盛陣信盛捕之歎信忠信忠曰是松永所以可亡也乃與信盛謀偽為雜質使者納其兵數百人於城中々々不覺之以為雜質兵也開門而納之比至二九信忠率大軍急攻之信盛兵在城內合圍聲城中大騒而死亡者多秀周章入殿守信忠使人語之曰降則赦之久秀曰縱雖為骨再不謁信長而打碎其所愛之釜号平蜘蛛是信長平生欲取之故也久秀使其子右衛門佐久通出城久通不從謂同死久秀怒曰汝不孝也何拒我言乎久通乃脱去於是久秀放火於殿守而自焚死城陷久通亦被執而死

大權現謁信長時一老人豫參信長謂大權現曰是松永強正者也弑公方俗謂將軍家号公方叛其主三好氏且燒南都大仏殿是三大事者皆古來人之所難為也松永獨兼之云云

九鬼右馬允嘉隆受信長命而率大船數十艘自伊勢海運漕以到紀州熊野浦與雜賀賊船戰破之取敵船三十余艘以著泉塚之浦為塞大坂往來之舟路故也(中略)十日朔日召九鬼嘉隆覽彼大船而動喜色且使嘉隆試為舟師之形勢賜黃金衣服酒肴於嘉隆

(四)

卷六の二「新軽の大臣 小栗栖に有し事」は明智光秀が小栗栖で野伏の槍にかかつて殺された出来事を発端として生じた敵討話であるが、この光秀の出来事は『秀吉譜』と『太閤記』とに拠って叙述されている。その「新軽の大臣」の該当する本文は右の通りである。

①天正十年六月十四日明智日向守山崎の合戦を破られ山崎勝龍寺を逃出。伏見小栗栖を通る時。野伏共蜂のごとくに集り。蟻のごとく藉寄て。藪の中に鎧をかまへて居たりしが日向守二三町馳て馬より真倒に落たり。明智庄兵衛をどろきは何とあそばしたるといへば。我最前野伏につかれたり。是見よと手をもつてさぐらすれば。腸流れ出たる息の下より。はやく我首を切てかくすべしといひをはつて五十七歳にして死す。庄兵衛家来太郎右工門其ま、御首を掻をとし、馬轡に包て溝の中に埋んとせし時。...

②(野伏どもが光秀の首を持って筆者注記)其夜明わたる比三井寺に着て、秀吉の照覧に備へしかば。此四人御褒美あつく。それぞれに禄給はりのが小栗栖に帰る所に。また日向守が屍を御尋ありて首とつき合せ粟田口に磔に掛られる。

③江州浅井郡山本万五郎は。日比日向守殿へ心を通はす人なるゆへ。信長

を討奉りし後は。浜の城におはしますぞ。(中略)はや城には軍兵みだれしかば。いそぎ敦賀にかくれんと。みなみな舟に取のり。塩津海津を経て逃るを所の野伏ども追かけ万五郎も市太郎も共に討取られて湖水の泡と消しよ。

そして、右の本文が拠った『秀吉譜』の文章は以下の通りにある。

①光秀既入勝龍寺(中略)夜参半光秀潜出勝龍寺逃于伏見赴小栗栖時野伏蜂聚蟻同自藪中以鎧突之傷光秀右脇光秀急馳而逃行三町許落馬從僕驚駭光秀曰嚮吾為野伏所傷故今如此早斬我首可深藏之即死從僕取其首以馬轡裹之藏之於溝中埋屍於道傍而離散

②十四日秀吉到三井寺小栗栖里人持光秀首来秀吉悦以杖打其首曰弑君之天罰早来(中略)秀吉求光秀屍而統之磔于粟田口

③秀吉乘舟赴長浜秀吉之旧領也江州浅井郡山本有安土万五郎者通志于光秀当光秀弑信長也乃率其兵攻取浜城而捷之光秀已死万五郎蟻舟於塩津海津而欲逃于敦賀里人追而斬之歎秀吉

右で、「新軽の大臣」の本文の傍線部分は『太閤記』巻三「惟任坂本を心ざし勝龍寺より落行事」の

光秀は勝兵衛が手を取て引きよせ、腸の出しをさぐらせ、

日向守首を村井春長軒が郎等見知て、秀吉へ持参し、夥しき引出物賜てけり。

の記述に拠ったものである。

(五)

卷七の一「茶の湯の験動 北野に有し事」は、この題から察することができるように、秀吉北野大茶湯会の場合の敵討話である。柴田勝家が北の庄の城で自刃の土壇場に追い込まれた時、勝家譜代の家来村井奎雲が田繩藏人に殺害され、奎雲の子息雲八が、勝家自刃の後、藏人を北野大茶湯会の場で討つて、勝家の死出の供に急いだ、という話である。

この話は先ず秀吉の素性を『秀吉譜』に拠って叙述し、引き続いて、北野大茶湯会の有様を『秀吉譜』と『太閤記』巻七「北野大茶湯之事」に拠って

叙述する。(この部分についての両者の本文を引いて対照させるのはかなりの紙幅を要するために省略することにする)。そして、秀吉の北の庄攻めと勝家の自刃とを『秀吉譜』の記述に基づいて叙述する。それを次に示すと、先ず「茶湯の騒動」の本文は

①然に過し比秀吉公。北の庄御攻の時。勝家が養子。柴田権六盛政等めし執る、と聞て。はや城中氣をとろへ勢ひつきて。

②勝家も近習の者に盃を給はり。我運命こ、に究り。彼藤吉猿面が為に明日黄泉の客とならん。今生の思ひ出只今夜一盃の酒にありと。

これが扱った『秀吉譜』の本文は、

①秀吉進軍到北庄…(中略)…直進圍北庄城而燒之…城兵防之…然城中氣衰勢竭…盛政及勝家之養子柴田権六為秀吉兵所執…北庄城中聞権六盛政被執而愈失勢力

②勝家聚族從而大宴指酒盃曰我為彼藤吉猿面郎取敗北…(中略)…我明日欲為黄泉之客故今飲酒以終人間之事

とこのようである。ただ、右の「茶湯の騒動」②の本文に続く勝家自刃の有様の叙述中に、勝家が雲八に対して「はやく介惜して首を火中になげよ」とあるが、これに類似の記述が『天正記』の「柴田合戦記」に「文荷を呼びて首を打て、と請ふ」とある。これが『天正記』に扱ったのか否かはこの一箇所のみしか『武道一覽』に見出だせないため、結論を下すことは出来ない。

(六)

そして巻七の二「袴の腰ぬけ沙汰 駿州に有し事」は、加藤清正の家来石倉清六が傍輩の石田小兵衛、松沢三四郎に遺恨のため騙し討ちにあい、弟清八が小兵衛を草薙宮で仇を討つ(三四郎は逃亡中に死ぬ)という話であるが、この敵討の発端の時期が清正が肥後を賜った時、そして、草薙宮での敵討が秀吉が小田原攻めに駿府に到着した時と設定されている。この二つの時期の叙述が『秀吉譜』に拠る。

①比しも天正十六年加藤清正に肥後を給り。

②其後天正十八年三月秀吉北条攻とて勢揃ありしに。五畿南海山陰山陽近江北陸伊賀美濃の兵共二万余騎。參州駿州。甲斐。信濃より二万五千騎。信雄いせ尾張の兵を率て老万五千騎。秀吉京を出給ふ。馬物の具の美なる事奈良和泉堺大坂の諸人等皆く来て見物す。それより駿府に至り給ひ。みづから里人を呼給ひて草薙の宮は何の所に有と問給へば。是より五十町計と教へし。

①同十六年…(中略)…賜肥後于加藤主計頭清正

②同十八年…(中略)…三月五畿南海山陰山陽北陸及近江美濃伊賀兵一二万許且大権現率三河遠江駿河甲斐信濃兵二万五千信雄率伊勢尾張兵一万五千相共相州秀吉出京軍粧尤美京師及奈良泉堺大坂士人咸来聚觀秀吉到駿河府呼里人間草薙宮在何處里人白曰去此五十町計

(七)

最後の巻である券八の二つの話、「葛籠は恋の片荷 相州に有し事」は『太閤記』に、「艶書の綱引 博多に有し事」は『太閤記』と『秀吉譜』とに扱っている。「葛籠は恋の片荷」は、秀吉の小田原城攻めの際に、北条氏政、氏直父子に謀反を企てた松田尾張守三男左馬之介の衆道の上の敵討の話で、左馬之介の念者古森斧右エ門が左馬之介に横恋慕する外峰弥三右エ門に殺害され、左馬之介が弥三右エ門を討つて仇を晴らすという話である。作者は先ず氏政までの北条氏の由来を物語り、氏政の左馬之介への寵愛ぶりに話を進める。その叙述は『太閤記』巻第十二「相模國小田原氏政家伝之事」と「松田尾張守謀反之事」の記述に拠っている。

「葛籠は恋の片荷」の本文

①昔日相州小田原の城主は。平相国清盛の八男。資盛卿の末葉。伊勢新九郎は。最前備中の国本知三百貫をまだるく思ひ。所縁の者に譲あたへて。康正三年の春関東におもむき。駿府今川につかへて度々武勇の功累りしかば長録二年豆州薙山の城主となつて制法に私なく。士卒簞下に靡草に風を加ふるがごとし。佳運此時につよく勢は飛龍天にあつて羽翼猛くふるまひ。関

八州を掌に握ひしぎ。終に七十歳の星霜ふり鬢髭の白きを剃こぼし。新九郎を改めて北条宗雲と号す。それより五代今氏政に至るまでその権柄に跨り。

②松田尾張守が三男。左馬之介姿の花ざかりに寵愛の春ふかく。晝夜御傍をはなれず。刺へ丸之内に別殿をしつらひ。一円自分の屋敷にも帰らず。

『太閤記』の本文

①抑、北条左卿大夫氏政が由来を委尋ぬるに、平相国^ノ之八男助盛の末裔伊勢新九郎と云し人、是其元祖也。於備中国本知三百貫之領主にて有しが、立身之励思惟観侍れ共、事之行べき道もなし。(中略) 三三百貫之地を同姓の富家に充授け、路次のあしなどを求め。(中略) 康正三年之春関東をさして、武者修行に出けるが、(中略) 其比駿河国之大守今川殿とて殷富なる人有。新九郎駿府に逗留し、(中略) 此大守に事へみんと思ひ、近習に便り臣たらん事を望しかば、即相調慮^ノ臣と成にけり。(中略) 漸武勇之功も出きしかば、長録二年十月、伊豆国^ノ韭山之城主となしてけり。(中略) 每物の制法等無私心さたし侍りければ、民も親しみ士卒も四体の相随ふが如し。(中略) 飛龍在天が如く、佳運成じきて、今此氏直まは五代なり。新九郎万幸心^ノのま、なるに因て、才勇兼備りし士を撰挙しかば、羽翼成る。七十にしてかみおろしし侍りて、早雲と申せしが、(中略) 氏政其子氏直如此連続し、五代にして亡たり。氏政近年数国を押領し振猛威不恐朝恩、不重武命、曾て諸侯の勤なかりしかば、

(「相模国小田原氏政家伝之事」)

②此尾張守(中略) 三男松田左馬助は忠義之志篤く(中略) 容顏美麗世に勝心も優に艶しかりしかば、氏直そばちかう愛し侍りき。然間、今以本丸に在て、父之方へは偶也。(「松田尾張守謀反之事」)

『武道一覽』の最後の話「艶書の網引」は、秀吉の朝鮮出兵の命令に従つて出陣した龍造寺の家臣瀬川采女正へ送つた妻菊の夫への恋慕の情を綴つた手紙が博多浦に漂着し、それが漁師の手から秀吉の許へと達して、憐れんだ秀吉が采女正を帰朝させた、という「太閤記」巻十四「秀吉公憐於夫婦之間事」と「秀吉譜」に記載の逸話を使っている。作者はこの両書の右の逸話の記述をこもこも読みながらこの話を書き進めた痕跡をその叙述の上に認める

ことができるが、それにしても、作者が、挿絵一丁分を除いた全本文三丁半のうち、この逸話の叙述に二丁半の紙幅を費やし、残り僅か一丁分をこの浦の名主を殺害した漁師たちを名主の惣領に助太刀して采女正が討つという敵討話に充てているところから判断すれば、作者が力を注いだのはこの逸話の部分であつたと言ふことができようか。

『秀吉譜』から作者が使つた部分の記述をこれに該当する「艶書の網引」の本文と共に次に掲げる。

秀吉憐其志即遣人於龍造寺曰速可使采女正帰朝於是采女正帰肥前菊女大悅即與采女正共赴名護屋謝拜秀吉情意之辱
秀吉此女の心根不便におぼしめすより御書を龍造寺につかはされて、瀬川を呼返し給へば、肥前の浦に着てあがれば。菊大きによるこび。つきぬ思ひをかたり。その御礼のためとて夫婦つれだち筑前名古屋におもむきし。

ただし、右の傍線を施した部分は「太閤記」の「然ば龍造寺かたへ、此瀬川采女正を帰朝させせよと御内書有しかば」に拠つたものである。さて、作者は、右に掲げた本文の後に、菊の漂着した文箱を拾い上げた漁師たちの口を借りて、

瀬川といひし人。高麗より呼かへされ大分の官録給はりしと聞。

の叙述が続くが、これは「秀吉譜」に「秀吉(中略) 呼其夫婦而逢之恩賜有数」とあり、「太閤記」に「夫婦ともにめし出され、引出物し給うて、帰しつかはされけり。」とあつて、どちらの記述に拠つたかを決める証拠は得られないにしても、この両書の記述を基にしたものであることは紛れのない事実である。

次に「太閤記」の采女正と菊の逸話の記述を作者がどのように使っているかの問題だが、典拠の記述をほぼそのままに引用するというこれまで認められた使い方を作者はこの場合に限って行つてはいることが、両書の当該の次に提示する文章の対照から判明するはずである。

むかし鳴津の家老。小野撰津守といふ人に一の娘あり。形のすぐれて露の

玉のべたるやうに名もかうばしき菊といへり唐に聞し美女。我朝にたつつき名女にもおとるまじき姿の姿、開く雨の待て枝みんとせし人幾等のおもひをかさねて限しられず。しのぶの里のしのばぬはなかりき。こゝに龍造寺の家老瀬川采女正と聞へし人。此娘に恋わたりやる瀬川のなきて有けるに。すぐせのゆかりにか夫婦の取むつびなりて。我のみふかき水層。其としなみのよどみなくも龍造寺朝鮮へ渡てた、かひ給ふに。采女も同じくわたりし跡は。独寝がちにまどろみやらす。其人のおもかげばかり見えて。わすられず。恋沈み。ひれふる山に残る姫の有さまにたがはぬなげきしが。折ふし朝鮮渡海の舟の便をよろこび。かずのおもひを書つり、文箱した、め念比に頼て采女がもとへつかはしけるに。此舟ちくちく沖なる所にて風かはり微塵になつて。行衛はしら浪にたよひて此文博多の浦に打よせられしを網引賤男ひろひあげ。是はいかなる物と浦の名主が所に持来りけるに。かすかに消残りて文字も見えわかず。たやすく明て見るべきにあらずと。…

『艶書の網引』のこの修辭に満ちた文章は依拠した『太閤記』の文章や『秀吉譜』の当該の文章にはほとんど認められないものである。

薩州鳴津内、小野撰津守、ゆうにやさしかりし息女を侍侍りしが、肥前龍造寺が臣瀬川采女正に嫁す。采女正高麗在陣之折ふし彼妻あこがれし思ひのほどを、聊物に記し付侍りしを、便の船にこつてをくりけり。折ふし難風、おびた、しう吹来て、船破損し、荷物博多の浦へ寄来るを漁父拾ひ上侍りしが、其中に洩染やうの紙にて、能つ、みたる物あり。開て見れば、文箱とおぼしき物侍りしを、ほどきみれば、蒔絵などもけだかくよのつねならぬ文箱なり。いやしき者などの致披露べき物にあらざむめりとて、所の吏務へさし上げぬ。…

小野撰津守者島津家臣也有一女曰菊嫁于龍造寺徒臣瀬川采女正々々々亦渡海于朝鮮菊女輾転于孤閣一日一時無不瞻恋采女正當記其所思納于小笈依船便而還寄之逆風怒摧其船小笈漂于博多浦漁人取而見之持以呈吏務

菊女の美しさ、采女正の彼女への恋心、采女正朝鮮渡海後の彼への菊女の耽恋の心情などの過剰なまでに修辭を連ねた措辭は作者の手になるものであ

ることが分かるであろう。そして、この叙述が菊女の手紙にも使われる。すなわち、手紙の文意は生かしながらも、その辞句を改変してしているのである。『太閤記』は秀吉の許に達した菊女の手紙の文章を逸話の記述中に掲載するという構成を取っている。作者はこの構成をそのまま踏襲して菊女の手紙をやはり掲載するが、その手紙の文章の辞句は依拠したその辞句から離れて新たに創り出しているのである。つまり、作者は『秀吉譜』と『太閤記』から采女正と菊女の逸話を採り、『太閤記』からこの逸話の構成のありかたを採るとともに、その措辭においては、この話の場合に限って、依拠の文章のそれに従うことをせずに、表現の独自性を主張したと言ふことができる。

注

(1) 拙稿「『武道一覽』の虚と実―『甲陽軍鑑』を典拠とする四話―」

(一)「研究紀要」第二十四号・平成元年二月、秋田工業高等専門学校)

門学校)

(2) 堀勇雄著『林羅山』(人物叢書、吉川弘文館刊)第八修史三二〇頁参照。

なお、『武道一覽』、『將軍家譜』のうちの『織田信長譜』と『豊臣秀吉譜』及び『信長記』、『太閤記』の本文は各々に掲げる諸本と板本に拠った。

『武道一覽』―近世文藝資料「北条団水集」草子篇第一卷所収、古典文庫刊。

『信長記』―古典文庫『信長記』上・下、現代思潮社刊。

『太閤記』―岩波文庫『太閤記』上・下

『織田信長譜』―明暦四年荒川四郎左衛門板行(秋田県立図書館所蔵)。

『豊臣秀吉譜』―明暦四年荒川四郎左衛門板行(東北大学付属図書館、狩野文庫所蔵)。

(平成元年十月二十日成稿)